

令和 6 年度（2024 年度）
第 1 回 豊中市教育振興計画策定委員会 議事要旨

【開催概要】

日 時 令和 6 年（2024 年）5 月 29 日（水）10:00～12:00

場 所 庄内コラボセンター 多目的室

出席委員 服部委員、岩崎委員、濱元委員、中橋委員、山地委員、田中委員、三間委員、大濱委員、石井委員

事 務 局

傍 聴 0 人

資 料 資料 1 豊中市教育振興計画策定委員会規則・委員名簿
資料 2 豊中市教育振興計画策定委員会の公開について
資料 3 第 2 期豊中市教育振興計画の中間見直しについて
資料 4 国・大阪府の計画と第 2 期豊中市教育振興計画体系の比較について
資料 5 第 2 期豊中市教育振興計画重点の推移について
資料 6 国・大阪府の計画と第 2 期豊中市教育振興計画の現状と課題の整理について
資料 7 計画策定以降の現状と今後の課題について
資料 8 各施策の見直しについて
資料 9 第 2 期豊中市教育振興計画（令和 3 年（2021 年）3 月策定）

【議事要旨】

○ 開会

○ 資料の確認

（事務局による資料の確認）

■ 開会の挨拶

岩元教育長

（挨拶）

■ 委員紹介

（出席委員による自己紹介）

■ 事務局紹介

（事務局による事務局紹介）

■ 委員会規則の確認

（資料 1 「豊中市教育振興計画策定委員会規則・委員名簿」で本委員会規則を確認）

■ 成立要件の確認

事務局

豊中市教育振興計画策定委員会規則第6条第2項の規定により、委員の過半数の出席を必要としているが、本日は委員総数9名中9名の委員の出席をいただいているため、成立要件を満たしている。

■ 委員会の公開について

(資料2「豊中市教育振興計画策定委員会の公開について」で本委員会を公開することを確認)

■ 案件1 会長等の選出について

(会長に服部委員、副会長に濱元委員を選出)

■ 案件2 諮問について

(豊中市教育振興計画の策定について岩元教育長から豊中市教育振興計画策定委員会に諮問)

■ 案件3 審議について

会長

まず、第2期教育振興計画の中間見直しについて、これまでの取り組みとスケジュールについて、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

(事務局から、資料3～資料7に基づき説明)

会長

先ほどの事務局からの説明に関して、質問等があればお願いしたい。

委員

資料5の重点事項の推移について、これまでの4年間を追って、取り組んだことの記載があるが、未記載の箇所がある。

事務局

この資料は、教育委員会の権限に属する事務や事業の中で、毎年度の教育行政方針や予算編成において、新規や拡充、または規模の大きい取り組みといった予算と連動しているものを中心に、主な重点事項として位置づけて記載したものである。そのため、他部局での取り組みまでは記載していないが、未記載の箇所についても、所管課で新規拡充として推進しているものもある。

委員

審議に関係する資料はできる限り確認したいため、量が膨大で配布が難しい場合は、資料を掲載しているURLや、QRコードなどを提示いただきたい。

事務局

ホームページ等の掲載情報をお知らせする。

委員

資料 5 の⑧において、中学校にスクールカウンセラー（以下、SC）が配置され、小学校にスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）が配置されたとあるが、チーム学校の推進に向けて、次の展開として中学校への SSW 配置や小学校への SC 配置など、今後どのように人的な拡充を考えているのか。

事務局

SSW は市費で配置しているが、SC は府費で配置している。令和 6 年度から、SC は全小学校にも各校月 1 回で年間 12 回の配置となり、SC と SSW との連携をこれから図っていく。また、SSW の拡充については、これから関係部局と調整を図りたい。

会長

資料 8 の説明について事務局にお願いしたい。

事務局

（事務局から資料 8「各施策の見直しについて」に基づき説明）

会長

先ほどの事務局からの説明に関して、質問等があればお願いしたい。

委員

資料 8 施策番号 4 について、一人一台タブレットを導入することだけで、個別最適な学びが実現されるという誤解を招く懸念がある。一人一台タブレットはその一助になるが、「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点で整理した概念が「個別最適な学び」であり、児童生徒が自己調整しながら学習を進めることができるように、その実現には指導方法の工夫やチーム指導の活用など、学習環境全体の改善が必要であることが伝わる記述が望ましい。

事務局

個別最適な学びを実現するための 1 つの手法として、一人一台タブレットがあると考えてるので、記載方法については工夫する。

委員

I C T の導入は、学力の向上で注目されがちだが、学校現場の多くの場面で役立っていると実感する。紙と鉛筆では何度も書き直すことで学習意欲が減退しがちだった子どもが、何回もチャレンジできると積極的に取り組むようになったことや、場面緘黙という特定の社会的状況では話すことができなくなってしまう子どもが、Teams の機能を使って、担任と子どもで音読の宿題を繰り返すことで参観日に

も音読をできるようになったことなど、学校現場では嬉しい手ごたえを得ている。特に豊中市ではLTEモデルを採用した一人一台タブレットにより、校内だけでなく校外や家庭も含めて出来なかったことが可能になり、教員の負担軽減にも繋がっている。ICT関係は、施策番号④の項目だけではなく、別の項目にもその効果を記載するように検討してもらいたい。

事務局

LTEモデルについては、家庭のWi-Fi環境に左右されず、どの家庭でも使用できることや、コロナ禍で制限されていた体験活動でも校庭や校外学習などでも使用できて、活動が広がっていると聞いている。また、会議のペーパーレス化など、働き方改革の観点でも教職員によるICTの利活用が進んでいるので、施策番号⑨の学校における働き方改革の推進の項目にて記載を検討したい。

委員

3点意見を述べると、1点目は、資料5の令和5年度の放課後等の児童の居場所づくり事業に関して、義務教育学校である庄内さくら学園でいうと、後期課程の部活動があるため、放課後の校庭開放が出来ていない。放課後こどもクラブ以外の児童に関しては、体育館も運動場も使用できない。小中一貫校では、居場所づくり事業に関しては逆行していると言える。

2点目は、警報が予想されるような台風や大雨等の天候時には、登下校の際の危険を考えるとオンライン授業をしてもらいたいと思うので、学校ではタブレットをもっと活用いただきたい。

3点目は、資料8の施策番号②スポーツの振興について、広報とよなかでのスポーツ教室の案内などがQRコードに変わり、以前なら紙ベースで全情報が一覧できたのが、QRコードを読み込んだ先にまたQRコードがあるような煩雑な仕組みとなっていることがある。そのため、逆に大人の参加者が確実に減少してきていると感じる。そういった情報リテラシーの問題を踏まえて、多様な世代がもっと気軽に参加できる仕組みを検討していただきたい。また、小中一貫教育の推進に伴い、地域のスポーツ団体も学校の統廃合によって活動場所が減っており、そういった新たな課題も含めて検討いただきたい。

事務局

1点目の義務教育学校については、部活動でグラウンドを使うため、他校と同じ状況で校庭等を使うことは厳しい。曜日や場所など条件が限られるかもしれないが、引き続き学校と調整しながら、子どもたちの居場所の確保に取り組んでいきたい。

会長

令和8年度(2026年度)に開校予定の義務教育学校庄内よつば学園においても、同様の問題発生が予想されるため、早急に検討いただきたい。

事務局

2点目のオンライン授業については、授業時数にカウントできず補助的な役割となる。オンライン授業に適する学習内容の研究や、その教材準備など様々な課題もあるが、非常時に活用できるように今後検討していきたい。なお、臨時休業時のオンライン授業の実施については、「豊中市立学校におけるオンライン授業等実施要領」を定めており、臨時休業が3日以上継続する場合には、原則として遅くとも休業2日目から実施すると定めている。教員自身が出勤できない状況となることもあるため、教材準備も

含めてそのような日数設定としている。

事務局

義務教育学校庄内さくら学園については、統合前の小中学校において、次の利用が決まるまでの間、暫定的な利用ができるようにしている。庄内よつば学園のエリアについては、校庭開放の枠組みを残せないか協議している。

3 点目のスポーツの振興については、広報誌等ではページ数の関係で記載可能文字数が減っており、QRコードのリンク記載が多くなっている。ホームページの構造など、必要な情報にたどり着きやすいような導線の工夫を図りたい。

委員

施策番号⑩の地域における学習活動の推進について、学校と地域の連携がよく言われる中で、例えば様々な地域の団体が休日に地域行事を行った際に、どこまで教職員が参加できるのかというのが、教職員の働き方改革とどのようにバランスを取っていけるのかと現場で感じている。教職員が子どもや地域の人々と触れ合う機会が限られている中で、教育委員会や学校が教職員の負担にならないかたちで参加しやすくなる働きかけを検討いただきたい。

委員

学校によって異なるところがあるかもしれないが、地域行事があるということは教職員に情報共有している。それは、実際に子どもたちが地域行事に参加する際の参加券などを、担任が配布することがあるからである。教職員へ参加を強制することはできないが、地域行事に参加することで子どもを見守ってくれている地域の方々と、顔を合わせて声を交わすことで得られるものは多く、大事なことであるとは伝えている。

委員

PTA 行事への教職員の参加については、どのように考えればいいのか。教職員も PTA に加入しているので、一個人としての参加は問題ないのか。

事務局

教員の地域活動への参加については、学校長の判断によるところである。各学校に順次配置している学校運営協議会へ委員として教職員が参加する場合などは、地方公務員法上では職務専念義務があるため、兼業という手続きでもって業務外での協力となる。法令上、教員に対して勤務時間外に地域活動に参加するような業務命令はできない。PTA 行事については、まずは各学校長にご相談いただきたい。

会長

他の自治体も同じような問題を抱えている。社会教育の振興と教職員の働き方改革とで、バランスを取れるような方法を検討いただきたい。

委員

施策番号③の幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進について、担当がこども政策課になるとこ

ろかと思うが、やはり子ども自身は幼児期から小学校までずっとつながっているの、教育委員会として合同研修会の実施や教育と保育の授業見学など、既に取り組んでいるような関わりを書き込んでいただきたい。また、学校教育課の関わりでいえば、小学校で策定して運用しているスタートカリキュラムを使いながら、幼児期からの学びを小学校に生かしているということが記述できると考える。

あわせて、指導要録の電子化に関しては、豊中市の幼児期から中学校までの義務教育の中で、全教職員が子どもたちを見守っているということが現れるように、施策番号⑥の小中一貫教育の推進も含めて、大きく記述いただく方が望ましい。

委員

この乳幼児期から学校へのつながりの中で見守っている体制があるというメッセージは、非常に大事と考える。加えて、全国的にも支援学校が増えてきており、支援が必要な子どもの保護者からの希望やニーズが様々にあるところだが、どの子もまずは地域の学校でしっかりと学べるということの積極的な情報発信が必要と思う。

事務局

幼保こ小連絡協議会の担当課はこども未来部のこども事業課だが、学校教育課も関わっており、各園や各校区では合同研修会や相互交流も日常的に行われている。スタートカリキュラムの記述も含めて、教育委員会としての関わりをどのように記載するか検討したい。

委員

部活動については、中学校教員の働き方改革の重要な部分であり、教員の労働時間が長い一因と言われている。部活動を指導する時間帯や曜日などに一定の制約を設けた指針を、教育委員会が定めた方が教員も安心して働きやすいのではないかと。

また、部活動は子どもたちにとっても学校でのやりがいを感じ、その成長を支える部分でもあるが、実績をあげている部活動などでは練習量も多くなり、疲れてしまう子どももいると思われるため、勉強、部活、家庭といった日々の生活時間のバランスを取るためにも、そういった指針が必要ではないかと考える。

委員

部活動は非常に難しい課題で、国のガイドラインでは部活動は教員が担うべき業務ではないと位置づけられている。一方で、週に1回から2回程度なら指導できるという部活動指導協力者は何とか確保できても、顧問としての責任を負う部活動指導員はなかなか集まらないので、結局は教員が担っているのが現状である。学校や教員によっても温度差があるので、一律に記載するのは難しいと思われる。

事務局

部活動の地域移行については、教職員の働き方改革の観点だけでなく、子どもの数が減ってきて部活動自体が過少になり、休止や廃止をせざるを得なくなっている。そのため、これまで日本では中学校の部活動で、子どもたちがスポーツや文化に触れる機会をカバーしてきたが、今後、どうしていけばいいかが国を挙げての議論となっている。

1校の中学校でその部活動を存続することが難しくなっているの、地域のクラブなどへ移行し

たり、拠点校を置いて複数の学校で合同実施したりなど、子どもたちの活動機会を保障して行くため様々な検討を進めている。

委員

部活動指導員の人材確保が難しいという話があったが、放課後の見守りや朝 7 時の校門開放の対応、不登校の子どもの支援など、幅広く教職員以外の人材が求められている状況になってきていると考える。コミュニティスクールで橋渡し役となる学校支援コーディネーターも含めて、地域の中でいろいろと関わってくれる人の層を増やしていくといった地域人材の発掘や養成を、裾野を広げてやっていかなければ様々な取り組みも画餅に帰すこととなり、実際にできないことが多くなってしまう。

そのため、施策番号 16 の家庭や地域の教育両向上の支援について、地域人材の育成をより積極的に加筆すべきと考える。

事務局

社会教育の推進をより一層進めていく中で、社会教育主事が中心となり公民館、図書館などの社会教育施設及び地域の団体等と連携しながら、地域活動の人材育成に資する取り組みを今年度から始めた。具体的には、地域の子育て世帯向けに本の読み聞かせなどの連続講座を実施しており、現在はそこで読み聞かせを受ける側となっている層が、将来的には逆に読み聞かせを行う側として活動する人材となるよう、人材育成に視点をおきながら取り組みを進めている。

また、地域の活用において、学校と地域のパートナーシップによる双方向の連携がますます重要になってきている。学校支援コーディネーター等の人材確保はなかなか難しい面もあるが、他市事例も参考に地域と学校がともに進めていけるように努めていく。

委員

1 つの意見として、生徒指導上の問題はいじめや不登校が焦点化されるが、一方で子どもたちの自殺の問題もあると考える。また、教育と福祉の連携がますます重要になってきており、ヤングケアラーの問題も外せないと思われる。中間見直しで計画の中にどのように書き込むかは知恵を絞らないといけないかもしれないが、こういった点を視野に入れた見直しをしていく必要がある。

委員

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）について、この開校に関する加筆は計画の中でも大きい要素であるので、どういうモデルで考えているのか、また、他校との関係はどうなるのか等、現時点で考えているところを説明いただきたい。

事務局

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）については、令和 9 年（2027 年）4 月に旧島田小学校跡地に開校予定で記載している。中学校を 1 校設置するということで、カリキュラムは標準授業時数の約 1,000 時間よりも低減した時数で、学びやすい教育課程を検討している。また、子どもたちの将来的な進路につながるキャリア教育に関連して、同一敷地内に産業の育成や起業・創業の支援を行う民間事業者が同居する予定であり、働く大人を身近に見て学び考えるような特色のある学校づくりを検討している。

■ 案件4 その他

会長

案件4 「その他」について、事務局から何かあれば説明をお願いしたい。

事務局

本日いただいたご意見については、第2回の開催時に教育振興計画中間見直し（案）を提出したい。
日程については、決まり次第、改めて各委員にお知らせさせていただく。

会長

本日予定していた案件は以上ですべて終了した。これをもって、第1回豊中市教育振興計画策定委員会を閉会する。

■ 閉会